

(1) 格付総合数値の等級別格付基準点の改正

格付基準表（別表第 1）について、次のとおり改正します。

（改正前）

	土木工事	建築工事	電気工事、管工事及び水道工事
特 A	4 4 5 点以上	－	－
	特定建設業許可を有し、建設業法第 1 5 条第 2 号イ又はハのいずれかに該当する技術者を 2 名以上有する者に限る。	－	－
A	4 4 5 点以上		4 2 5 点以上
	等級特 A に該当する者を除く。	－	－
B	3 7 5 点以上 4 4 4 点以下		3 5 5 点以上 4 2 4 点以下
C	3 1 5 点以上 3 7 4 点以下		2 9 5 点以上 3 5 4 点以下
D	2 5 5 点以上 3 1 4 点以下		2 3 5 点以上 2 9 4 点以下
E	2 5 4 点以下		2 3 4 点以下



（改正後）

	土木工事	建築工事	電気工事	管工事及び水道工事
特 A	4 4 5 点以上	－	－	
	特定建設業許可を有し、建設業法第 1 5 条第 2 号イ又はハのいずれかに該当する技術者を 2 名以上有する者に限る。	－	－	
A	4 4 5 点以上		4 2 5 点以上	4 1 5 点以上
	等級特 A に該当する者を除く。	－	－	
B	3 7 5 点以上 4 4 4 点以下		3 5 5 点以上 4 2 4 点以下	3 4 5 点以上 4 1 4 点以下
C	3 1 5 点以上 3 7 4 点以下		2 9 5 点以上 3 5 4 点以下	2 8 5 点以上 3 4 4 点以下
D	2 5 5 点以上 3 1 4 点以下		2 3 5 点以上 2 9 4 点以下	2 2 5 点以上 2 8 4 点以下
E	2 5 4 点以下		2 3 4 点以下	2 2 4 点以下

(2) 年間平均完成工事高に応じて各等級に格付を実施

格付総合数値にかかわらず年間平均完成工事高が基準に満たない場合は、相応の等級に降格します。（別表第 6）

土木	建築	その他
特 A…5,000 万円以上 A…3,000 万円以上 5,000 万円未満 B…1,500 万円以上 3,000 万円未満 C…500 万円以上 1,500 万円未満 D…200 万円以上 500 万円未満 E…200 万円未満	A…5,000 万円以上 B…3,000 万円以上 5,000 万円未満 C…1,500 万円以上 3,000 万円未満 D…200 万円以上 1,500 万円未満 E…200 万円未満	A～D ランクは格付総合数値によります。 E…200 万円未満

年間平均完成工事高は R7.4.1 以前にご提出いただいた最新の経営事項審査によります。